

Q：新たに家族のための信託など管理型信託を目的とした信託会社が設立されたと聞きましたが、どのような会社なのですか。

A：ほがらか信託という会社をご紹介します。

1. 「ほがらか信託」のご紹介

「ほがらか信託株式会社」は、提唱母体となった法律事務所を中心に、弁護士や税理士が加わって設立した信託会社です。制度的に一定の資産規模や組織体制を構築して所轄庁に登録されており（関東財務局長(信)第8号）、所定の資格要件が維持されているか定期的な監督、報告義務を負っています。引き受けられるのは、信託を受けた財産を管理するいわゆる管理型信託に限られ、信託会社が自らこれを投資に当てたり、運用することは一切出来ません（なお、委託者ご自身の指示に従った信託財産の運用は、信託契約の内容として可能です）。

他方、信託目的の設定や信託行為の設定について、色々相談や信託の設計に当たって専門的な立場でアドバイスが出来ること、法人組織なので自然人と違い受託者の年齢や健康と言った永続性の観点での心配がないこと、信託が開始された後にも、途中で色々付随して起こることがありうる法律問題などに、迅速・的確に対処することが出来るバックアップ体制が取られていることなど、いくつかのメリットがあります。

2. 家族のための信託の例

ほがらか信託で扱う主な信託を、ニーズ別にご紹介します。

①生活管理信託

- (1)ご自身が高齢化に伴い、知力や体力が衰えて資産管理が煩わしいし、振り込め詐欺などにだまされないか不安だ。
- (2)ご自分の亡き後、遺された配偶者や子どもが資産を管理出来るか心配だ。
- (3)病気や障がいをもつ家族がいるので、自分の亡き後、生活を維持し、財産を管理出来るか心配だ。

②遺言代用信託

- (1)ご自身の死後、色々な場合を想定して特定の財産を特定の人に確実に引き継がせたい。
- (2)資産を分散させないよう、子どもだけでなく孫への承継についても、自分の存命中に然るべく決めておきたい。
- (3)身寄りがいない場合や、子どもに負担を掛けさせたくないから、葬儀は自分で準備

しておきたい。

③その他

(1)不動産管理信託

不動産がいくつもあるが、自分で管理するのが大変だ。

複数の共有アパートなど、管理について連絡を取ったり意見を纏めるのが大変だ。

(2)決済信託

建築工事や事業の関係で、業者から前払いを求められているが、途中で業者が倒産したら不安だ。

(3)ペットのための信託

家族同様大切なペット、ご自身亡き後、その行く末が心配なので、終生面倒を見て欲しい。

3. まとめ

信託は、なかなかイメージが湧きにくい分野ですが、使い方次第で大変有効で便利な制度です。今すぐに必要なことはなくても、きっと将来役に立つことがあるのではないかと思います。

当事務所でも、信託のうち、特に家族のための信託を実行するに当たり、「ほがらか信託」と協力してこれに積極的に取り組んでいます。ご関心のある方は、資料を差し上げます。当事務所又は「ほがらか信託」にお申し出下さい。

ご高覧いただき、ありがとうございます。

<ほがらか信託パンフレット>

